市第98号議案

横浜市立図書館の指定管理者の指定

次のように横浜市立図書館の指定管理者を指定する。

令和元年12月6日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指:	定管理者	・指定の期間
	所 在 地	名称	
横浜市山内図書	戸塚区品濃町88	有隣堂グループ	令和2年4月1日か
館	1番地の16	代表者	ら令和7年3月31日
		株式会社有隣堂	まで
		代表取締役 社 長 松信 裕	

提案理由

横浜市山内図書館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244条の2第6項の規定により提案する。

参考

有隣堂グループの構成員

1 中区伊勢佐木町1丁目4番地の1

株式会社有隣堂

代表取締役 松 信 裕

2 中区住吉町2丁目22番地

三洋装備株式会社

代表取締役 菅 生 龍太郎

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)